資料３

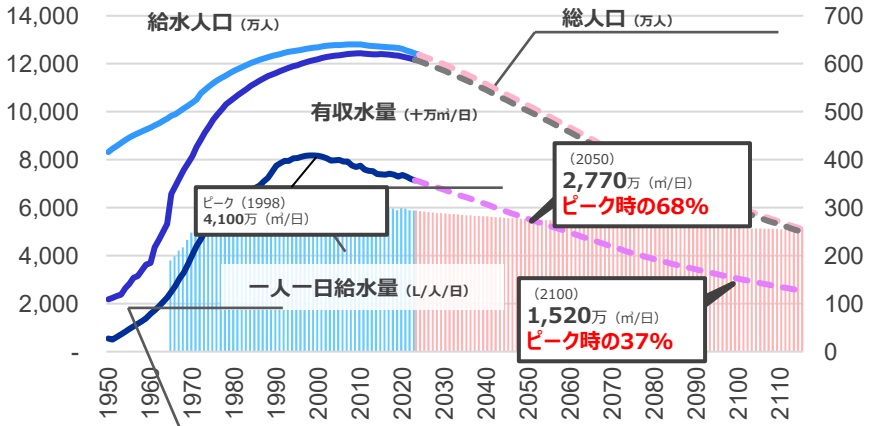
水道行政の最新の動向について（高知県より）

水道を取り巻く状況

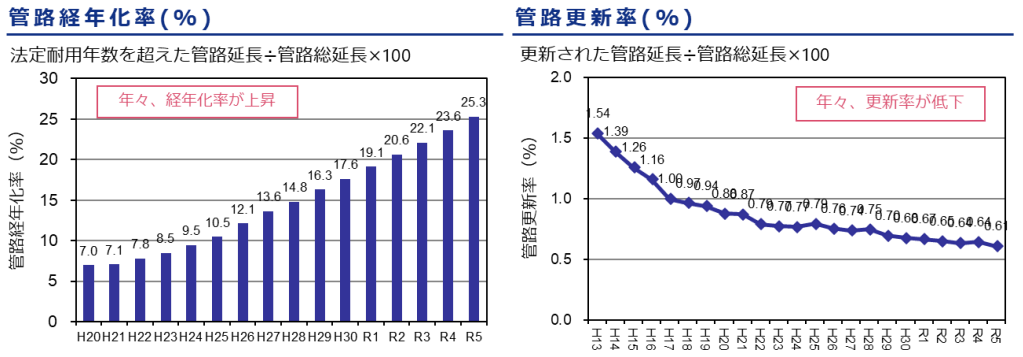
国土交通省

○日本の水道は、98.3%（令和6年度末時点）の高い普及率に達し、多くの地域において唯一無二の水供給手段となっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化等災害対応の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不十分といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

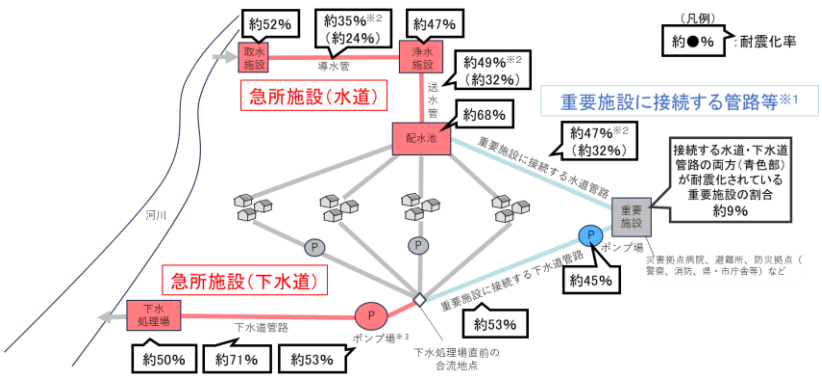
○これらの課題への制度的対応として、平成30年12月に水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が成立し、令和元年10月1日に施行された（令和4年10月1日完全施行）。改正水道法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。令和元年9月30日には、水道の基盤を強化するための基本的な方針を告示した。



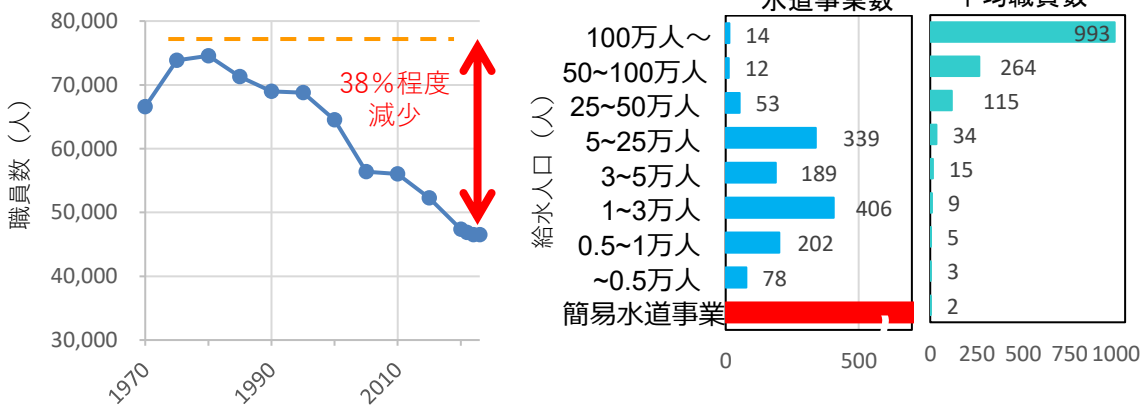
給水人口及び有収水量等の推移



管路経年化率・管路更新率



上下水道施設の耐震化状況（令和6年度末時点）



給水人口別の水道事業数と平均職員数（令和5年度）

国土交通省

2．持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

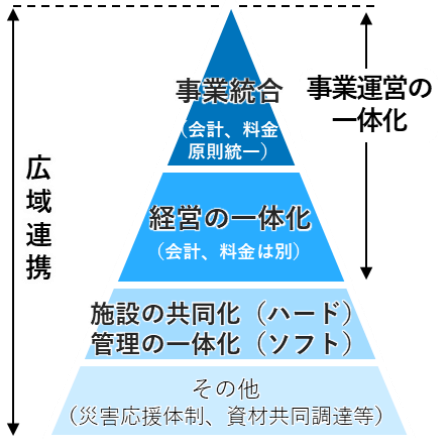
（１）事業運営の一体化の推進　[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

（水道・下水道）　（水道）

● **2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8※9**

[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来の制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている
※7 事業統合又は経営の一体化を指す
※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）
※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）



広域連携の概要

ポイント　**水道　：資本単価要件を設けない**
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※10

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなるところ、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用



事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

国土交通省

2．持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

（2）分散型システム導入の推進
［個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充］
（水道）　（水道）

● **分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加**

［補助率1/3等］



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

（3）ＤＸの推進
［交付金事業の拡充］
（下水道）

● 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、**下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加**

［補助率1/2］

（4）PFASへの対応強化
［個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充］
（水道）　（水道）

● PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、**PFAS対策の補助対象自治体を拡大**　［補助率1/4］

ポイント　資本単価要件、**または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加**
- 料金回収率が100%以上である場合
- 過去５年間において、少なくとも１回以上の水道料金の改定が行われている場合
- 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合



PFASへの対応の例
（活性炭処理施設）

上下水道DXの推進

国土交通省

○ 持続可能な上下水道システムの構築には、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要。
○ 業務の共通化、情報整備・管理の標準化、DX技術の普及促進、現状可視化を通じて、関係者一丸となり**令和9年度までにDX技術を全国で標準実装させることを目標**に取組を推進。

① DX技術カタログの充実

- 自治体における「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる189のデジタル技術をまとめた「上下水道DX技術カタログ」を充実（令和8年3月更新）。

上下水道DX技術カタログ

＜掲載技術の例＞

ドローンによる管路内の調査技術

- 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



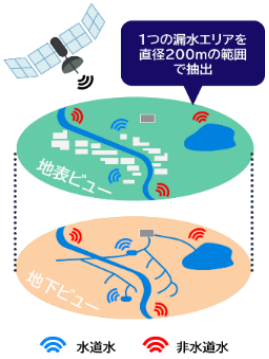
打音調査（衝撃弾性波法）による管路の健全度評価技術

- 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- 管路の健全度や安全度を定量的に評価

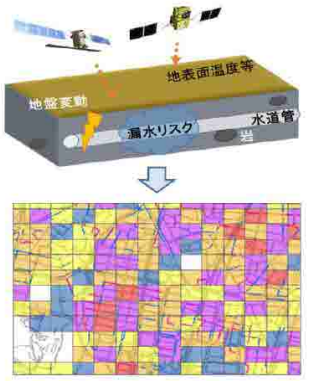


② DX導入手引きの作成

- DXを用いた漏水調査等のスクリーニングについての手引きを作成（令和7年6月公表）。



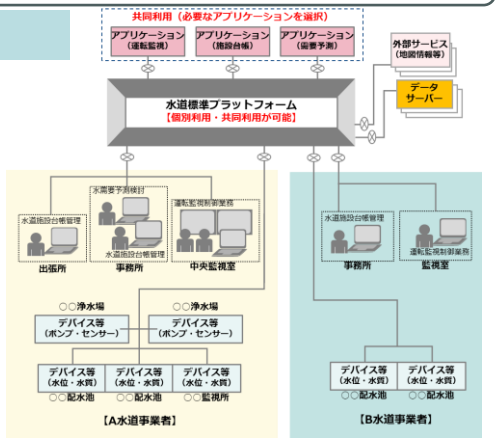
人工衛星を用いた漏水検知手法



人工衛星画像を用いた漏水リスク評価

③ 施設情報の電子化

- 管路情報を台帳システム等で管理する上での統一的な用語等の整備を進めるとともに、水道の共通プラットフォームや下水道の台帳に関する標準仕様書等の改訂を実施。

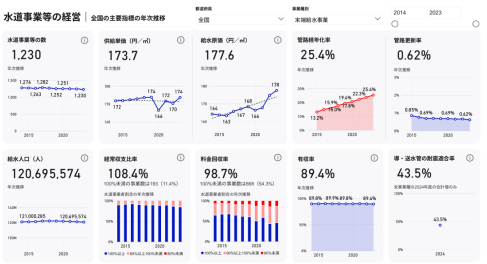


例：水道情報活用システムの利用イメージ

④ 経営状況の可視化

- 水道の現状に対する住民理解を醸成し、水道事業者等※に対して広域連携やDX 技術導入による効率化等の経営改善に向けた取組を促すため、経営状況を可視化する「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」を作成（令和7年6月公表）。

※水道事業者等：水道事業者及び水道用水供給事業者



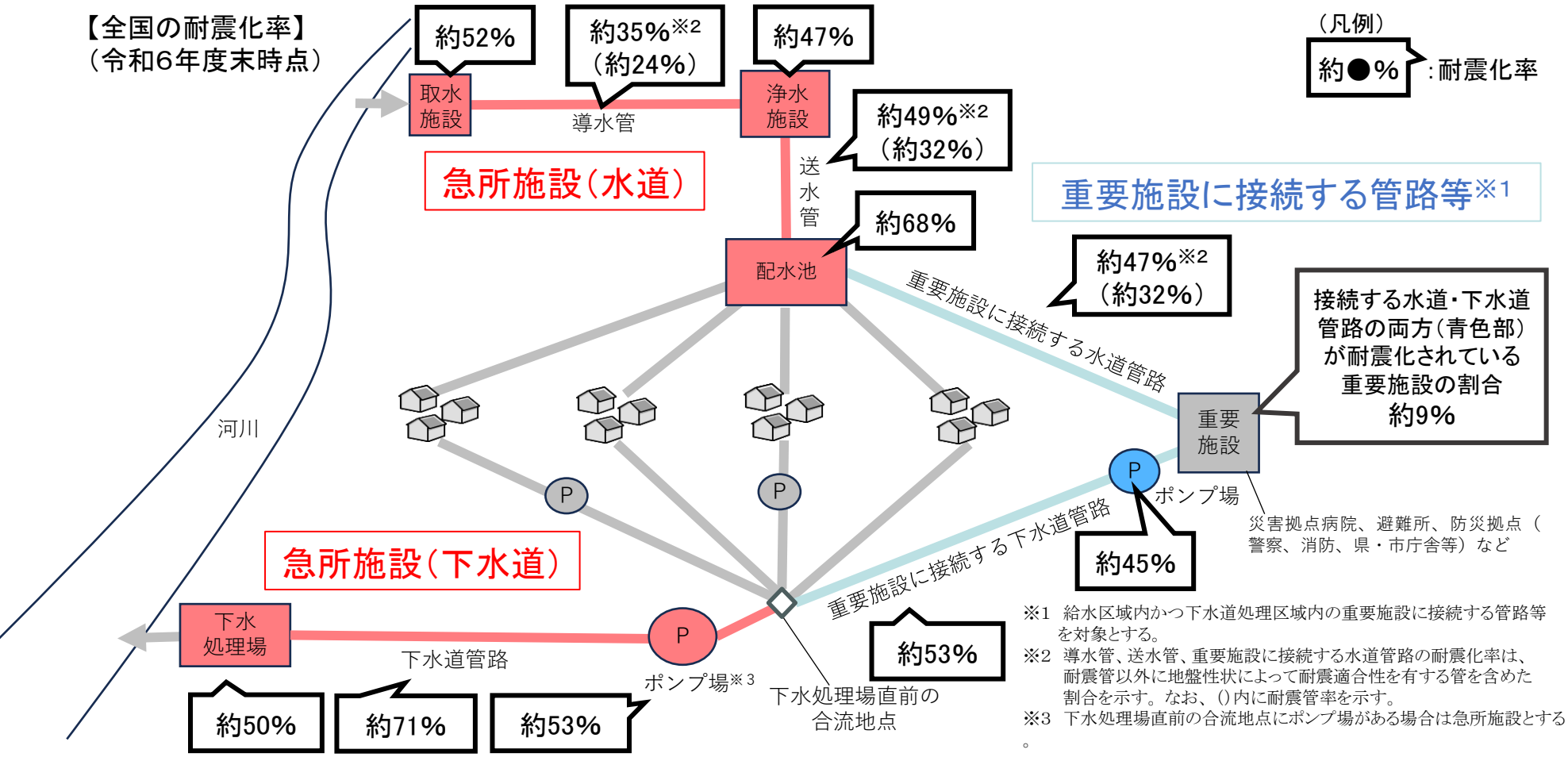
水道事業等の経営状況に関するダッシュボード

上下水道施設の耐震化状況（令和6年度末時点）

国土交通省

○ 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施した。

○ 引き続き、上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップや予算支援、水道カルテによる見える化などを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する。



※1 給水区域内かつ下水道処理区域内の重要施設に接続する管路等を対象とする。

※2 導水管、送水管、重要施設に接続する水道管路の耐震化率は、耐震管以外に地盤性状によって耐震適合性を有する管を含めた割合を示す。なお、()内に耐震管率を示す。

※3 下水処理場直前の合流地点にポンプ場がある場合は急所施設とする。

第１次国土強靱化実施中期計画における上下水道関係指標

国土交通省

○ 国土強靱化基本法第11条の２第１項の規定に基づく「第１次国土強靱化実施中期計画」（計画期間：令和８年度から令和12年度までの５年間）が、令和７年６月６日に閣議決定。

○ 国土強靱化実施中期計画に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた有識者委員会における上下水道のあり方の提言を踏まえ、社会的影響が大きい上下水道管路の更新や、多重化・分散化によるリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

【上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

• 漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路（口径800mm以上の管路）の更新（約600km）の完了率	8%【R6】→32%【R12】→100%【R23】
• 損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km）の健全性の確保率　※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路	0%【R6】→100%【R12】
• 修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径800mm以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備（約300km）の完了率	33%【R6】→76%【R12】→100%【R15】
• 修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径2m以上の管路）を有する地方公共団体（約60団体）のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合	7%【R6】→100%【R9】
• 水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合	34%【R6】→100%【R9】
• 下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合	21%【R6】→100%【R9】
• 点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約760か所）の対策完了率	0%【R3】→100%【R12】
• 水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路（鋳鉄管）の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合	0%【R6】→100%【R8】

第１次国土強靭化実施中期計画における上下水道関係指標

国土交通省

【水災害リスク情報の充実・活用】

- 雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約800市区町村（令和７年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合　0%【R5】→ 100%【R12】

【流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）】

- 浸水実績地区等（全国約37万ha（令和５年度末時点））における下水道による浸水対策完了率　70%【R5】→ 82%【R12】→ 100%【R22】
- 浸水実績地区等（全国約37万ha（令和５年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率　5%【R5】→ 12%【R12】→ 100%【R40】
- 人口・資産集積地区（市街化区域・DID（人口集中地区）等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約460か所、ポンプ場：約1,700か所）における水害時の揚水機能確保完了率　16%【R5】→ 82%【R12】→ 100%【R14】

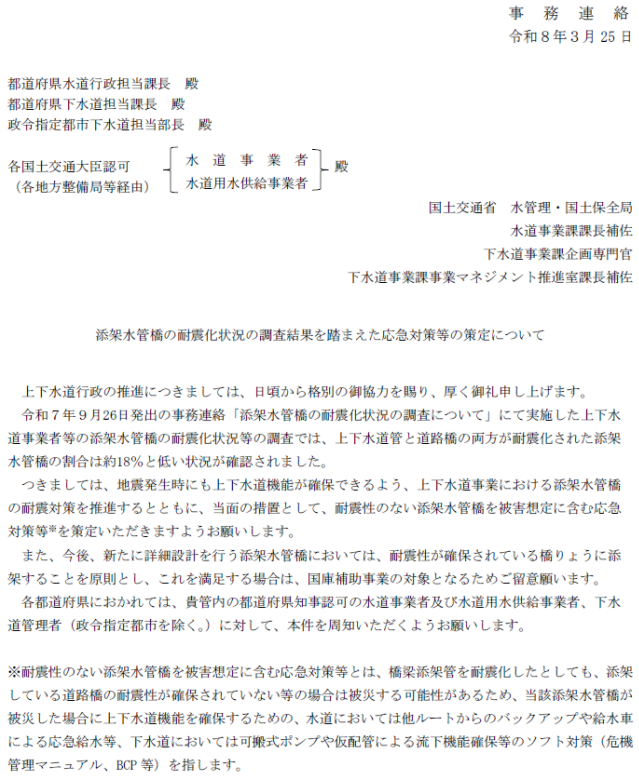
【上下水道施設の耐災害性強化】

- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国約2,000か所）の停電対策完了率　73%【R4】→ 100%【R12】
- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（全国約700か所）の浸水災害対策完了率　44%【R4】→ 75%【R12】→ 100%【R18】
- 上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国約1,400事業者）における危機管理マニュアルの策定率　75.6%【R5】→ 100%【R12】
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合　9%【R5】→ 30%【R12】→ 100%【R36】
- 水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率　43%【R5】→ 59%【R12】→ 100%【R31】
- 水道の急所施設である取水施設（全国の取水施設能力：約7,600万㎥/日）の耐震化完了率　46%【R5】→ 67%【R12】→ 100%【R23】
- 水道の急所施設である浄水施設（全国の浄水施設能力：約7,100万㎥/日）の耐震化完了率　43%【R5】→ 76%【R12】→ 100%【R17】
- 水道の急所施設である配水池（全国の配水池有効能力：約4,000万㎥）の耐震化完了率　67%【R5】→ 84%【R12】→ 100%【R18】
- 下水道の急所施設である下水道管路（約9,100km）の耐震化完了率　70%【R5】→ 80%【R12】→ 100%【R25】
- 下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率　49%【R5】→ 63%【R12】→ 100%【R32】
- 下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率　52%【R5】→ 69%【R12】→ 100%【R25】

添架水管橋の耐震化状況について（会計検査指摘）

国土交通省

- 会計検査院が令和 4～5 年度に 41 事業主体に対して行った会計実地検査において、添架水管橋の設計に当たって、**耐震性が確保されていない道路橋に添架している事例**や、耐震性が確保されていない橋りょうに上下水道管を添架している添架水管橋に対して、**応急対策等が策定されていない事例**が確認された。
- 指摘を受け、全国の上下水道事業者に対し、急所施設である導水管・送水管・下水道管路、及び重要施設に接続する水道・下水道管路に設置されている添架水管橋における道路橋、橋りょう添架管のそれぞれの耐震化状況等を調査したところ、上下水道管と道路橋の**両方が耐震化された添架水管橋の割合は約18%**と低い状況が確認（R7.9）
- 地震発生時にも上下水道機能が確保できるよう、上下水道事業における**添架水管橋の耐震対策を推進**するとともに、当面の措置として、**耐震性のない添架水管橋を被害想定に含む応急対策等※を策定**いただきたい



事　務　連　絡
令和８年３月 25 日

都道府県水道行政担当課長　殿
都道府県下水道担当課長　殿
政令指定都市下水道担当部長　殿

各国土交通大臣認可
（各地方整備局等経由）　水道事業者／水道用水供給事業者　殿

国土交通省　水管理・国土保全局
水道事業課課長補佐
下水道事業課企画専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

添架水管橋の耐震化状況の調査結果を踏まえた応急対策等の策定について

上下水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和７年９月26日発出の事務連絡「添架水管橋の耐震化状況の調査について」にて実施した上下水道事業者等の添架水管橋の耐震化状況等の調査では、上下水道管と道路橋の両方が耐震化された添架水管橋の割合は約18%と低い状況が確認されました。
つきましては、地震発生時にも上下水道機能が確保できるよう、上下水道事業における添架水管橋の耐震対策を推進するとともに、当面の措置として、耐震性のない添架水管橋を被害想定に含む応急対策等※を策定いただきますようお願いします。
また、今後、新たに詳細設計を行う添架水管橋においては、耐震性が確保されている橋りょうに添架することを原則とし、これを満足する場合は、国庫補助事業の対象となるためご留意願います。
各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、本件を周知いただくようお願いします。

※耐震性のない添架水管橋を被害想定に含む応急対策等とは、橋梁添架管を耐震化したとしても、添架している道路橋の耐震性が確保されていない等の場合は被災する可能性があるため、当該添架水管橋が被災した場合に上下水道機能を確保するための、水道においては他ルートからのバックアップや給水車による応急給水等、下水道においては可搬式ポンプや仮配管による流下機能確保等のソフト対策（危機管理マニュアル、BCP 等）を指します。

※耐震性のない添架水管橋を被害想定に含む応急対策等とは、橋梁添架管を耐震化したとしても、添架している道路橋の耐震性が確保されていない等の場合は被災する可能性があるため、当該添架水管橋が被災した場合に上下水道機能を確保するための、水道においては他ルートからのバックアップや給水車による応急給水等、下水道においては可搬式ポンプや仮配管による流下機能確保等のソフト対策（危機管理マニュアル、BCP 等）を指します。

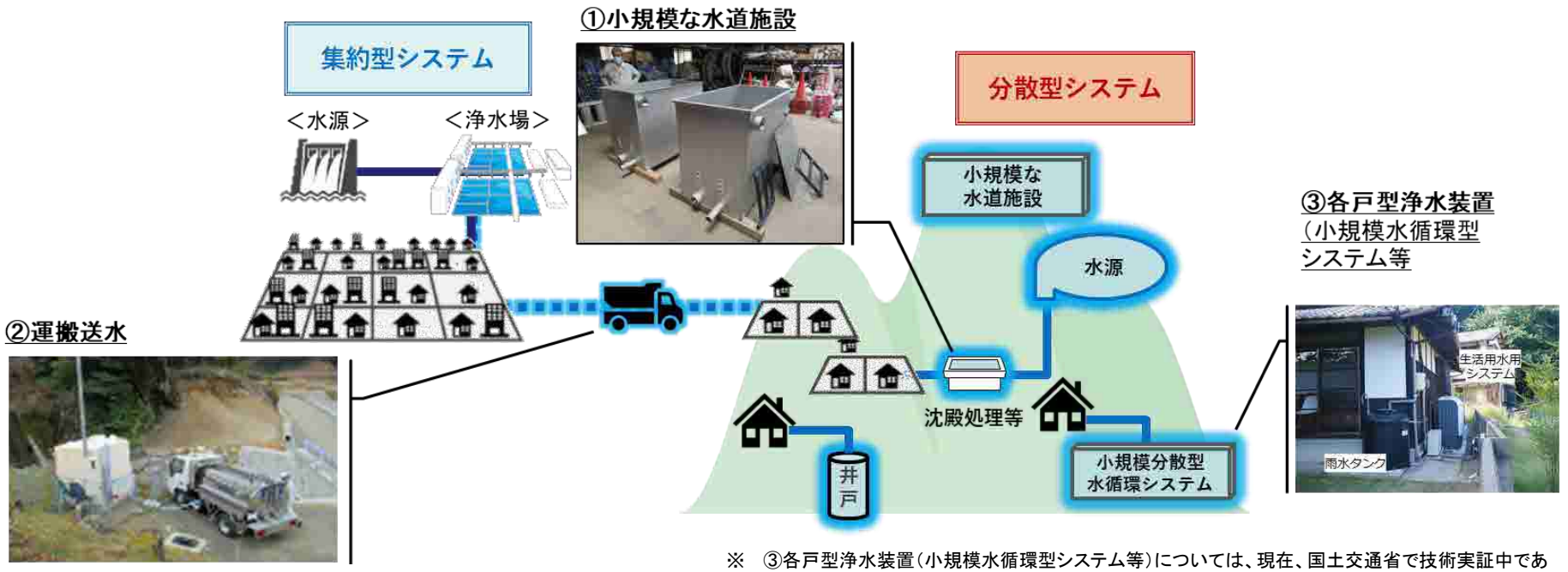
「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会

国土交通省

○　今後の人口減少社会を見据え、小規模な水道施設など、分散型システムを導入し、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置を実現することが重要。

○　「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会（座長：伊藤禎彦（京都大学大学院教授））で議論を進め、令和7年度末に手引きを策定・公表。

○ 令和8年度（2026年度）予算においては、分散型システムを導入する際に必要な施設整備を支援する新規制度を盛り込んでいる。



※　③各戸型浄水装置（小規模水循環型システム等）については、現在、国土交通省で技術実証中であること等から、今回の委員会での検討の対象外とし、今後、技術実証の結果等に応じて、適宜、手引きに反映することとする。

水道事業における分散型システムの導入手引き（概要版）

国土交通省

令和8年3月　国土交通省　水管理・国土保全局　水道事業課（上下水道審議官グループ）

第１章　本手引きの目的と定義

手引きの目的

○ 強靱で持続可能な水道の実現に資する**「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」を進めるため**、水道事業者が水道事業として**分散型システムの導入を検討する際の指針を提供**することが目的

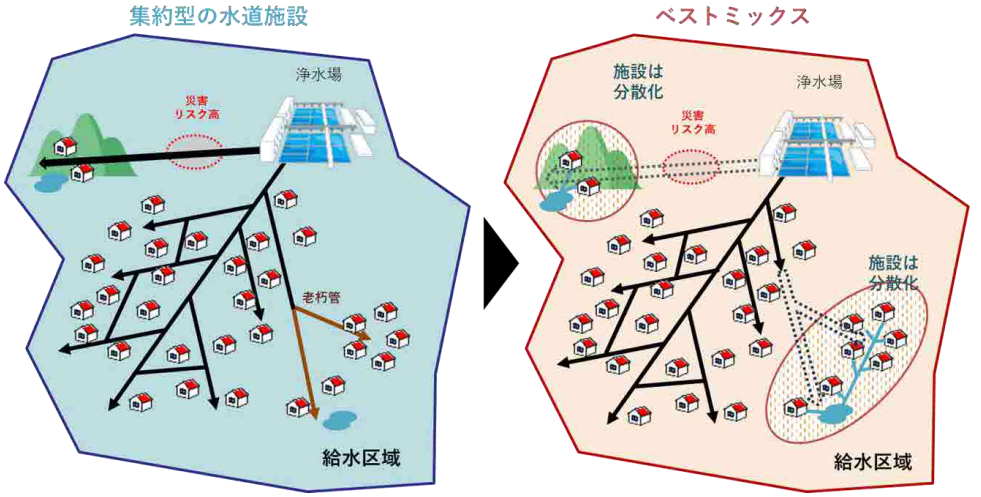
○ **分散型システムを施設更新の新たな選択肢として位置づけ**、水道事業者等がアセットマネジメントの実施過程で**分散型システムの導入を具体的に検討する場合にも、本手引きを用いて検討**されるよう図る

分散型システムとは

○ 主に中山間地域等において用いられる**小規模な水供給システムの総称**

○ 集落ごと等に地域の水源から取水し、小型の浄水処理装置を設置して配水する小規模な施設（**小規模な水道施設**）や、浄水場等から集落内の配水池に、車両等により浄水を運搬する手法（**運搬送水**）等が想定

※各戸型浄水装置（小規模水循環型システム等）については、国土交通省で技術実証中であること等から、本手引きにおいては対象外とし、今後、技術実証の結果等に応じて、適宜、手引きに反映。



第２章
分散型システムの導入を優先的に検討する地域の選定

【選定指標】
①該当地区の現在又は将来の給水人口が100人以下であること
②該当地区の単位人口管路延長が30 m/人以上であること
③法定耐用年数超過管路率が50 %以上 又は 把握していない

- 指標には該当しない地域においても、各水道事業者が地域の実情等に応じて分散型システムの導入を優先的に検討すべきと考える地域については、同様に検討を行うことが望ましい。

第３章
導入可能な給水方法の候補の検討

水道事業における分散型システムの導入可能性を検討するにあたり、地域特性や既存施設の状況、将来の需要変動等を踏まえた給水方法の候補を整理する。

第４章
各給水方法の比較と地域に適した給水方法の絞り込み

検討した給水方法の候補について、費用、維持管理性等をそれぞれまとめ、総合的に比較し、検討地域に適した給水方法の絞り込みを行う。

比較検討項目
- 費用の算出
- 維持管理性の検討
- 水質の比較検討
- 耐災害性の比較検討
- 地域や環境に与える影響の検討

第５章　ケーススタディ

分散型システムの導入の検討を行ったケーススタディを３つ掲載

第６章　実際の検討・導入事例

分散型システムの導入について、経営の観点又は耐災害性の観点から実際に検討した３事例を掲載

第7章　分散型システム導入にあたっての各種手続き・留意事項

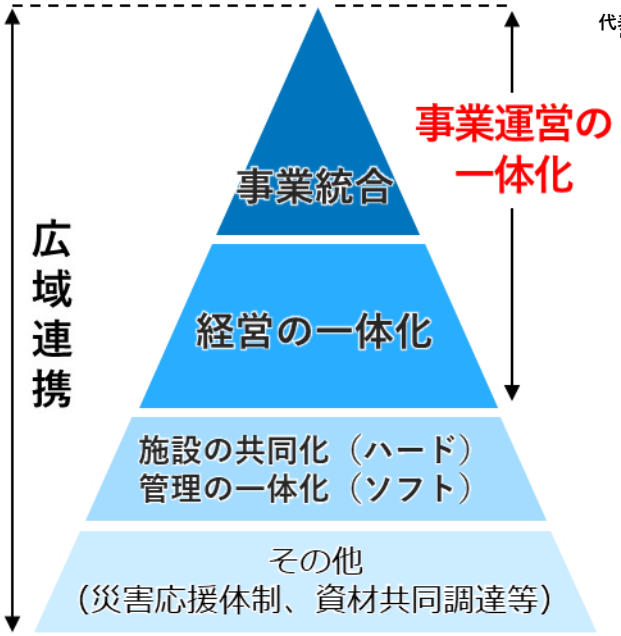
広域連携の推進

国土交通省

○ 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を一元的に管理する**「複数自治体による事業運営の一体化」（事業統合または経営の一体化）**を特に推進する必要

○ 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化（事業統合または組織の一体化）





※事業統合の場合は、事業認可（水道）や事業計画（下水道）を一本化するため個々の事業は残らない（会計・料金も原則統一）

期待される効果・メリット

執行体制の強化

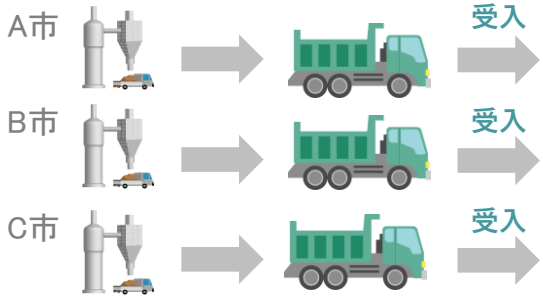
- 技術職はじめ職員確保ができない自治体も、専門能力（技術力、発注能力、マネジメント能力）を確保
 職員確保と最適配置により、増大する維持管理・改築業務を実行する能力の向上と、従前取り組めなかった経営改善、業務見直し等の経営課題の抜本的検討も可能に
- 組織内で動員できる職員数の充実による災害対応力の強化
- 中長期的な人材確保（広域的・計画的な採用）とそれに伴う技術の継承に寄与

規模の効果と一元的なマネジメント

- 管理の一体化（経営事務や維持管理の共同実施）や施設の共同化（施設の共用、資機材の共同確保）による事業費の抑制と料金上昇の抑制
- 集約型と分散型のベストミックスによる施設の最適配置の検討も促進
- 発注規模の拡大や資機材等の規格の統一化により、地元企業が創意工夫を活かし長期的に安定して参画できる官民連携を促進

施設の共同化（ハード）

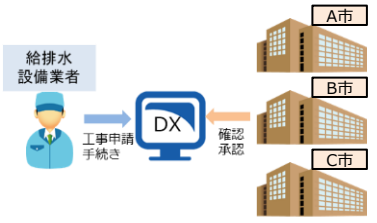
- 汚泥の共同処理
- 浄水場、処理場等の共同化

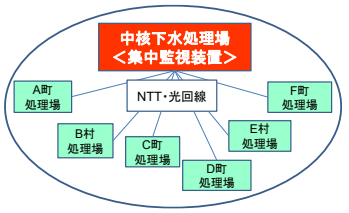




管理の一体化（ソフト）

- 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- 広域型の「水の官民連携」
- 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一





広域連携の形態

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携（特に複数自治体による事業運営の一体化）の推進が重要である。経営の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携形態		内　　容	事　　例
事業運営の一体化	**事業統合**	・経営主体も事業も一つに統合された形態 （水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている）	香川県広域水道企業団 （香川県及び県下８市８町の水道事業を統合：H30.4～）
	経営の一体化	・経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 （組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる）	広島県水道広域連合企業団 （広島県及び14市町の水道事業を経営を統合：R5.4～）
業務の共同化	管理の一体化	・維持管理の共同実施･共同委託(水質検査や施設管理等) ・総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内５水道事業者 （神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～）
	施設の共同化	・水道施設の共同設置・共用 （取水場、浄水場、水質試験センターなど） ・緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 （共同で浄水場を建設：H24.4～）
その他			多数

水道施設の災害復旧事業について①

令和６年４月１日より水道施設も公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）の対象となった

主な変更点

●補助率（負担法では国庫負担率）の変更

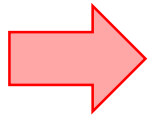
基本率１／２→２／３以上

※激甚災害により生じた災害復旧事業については、
災害復旧事業費の大きさによりさらに嵩上げ

●補助対象となる災害復旧事業の下限額が変更

現行

【上水道・（①かつ②を超える）】
県　①720万円②給水人口×130円
市　①190万円②給水人口×130円
町村①100万円②給水人口×130円
【簡易水道事業（①かつ②を超える）】
市　①100万円②給水人口×110円
町村①50万円②給水人口×110円



改　正　後

１箇所の工事費
県・指定都市：120万円以上
市町村：60万円以上

被災地以外で指定された給水装置工事事業者からの応援

国土交通省

- 災害等において、地元の給水装置工事事業者（以下「指定店」とする。）の確保が困難な場合、宅内配管の早期復旧と被災地での給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要
- このためには、水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、通知を発出し記載例を参考提示（令和７年４月22日発出）
- 下水道においても、標準下水道条例の改正を通知（令和７年４月22日発出）

【供給規程の記載例】
第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。



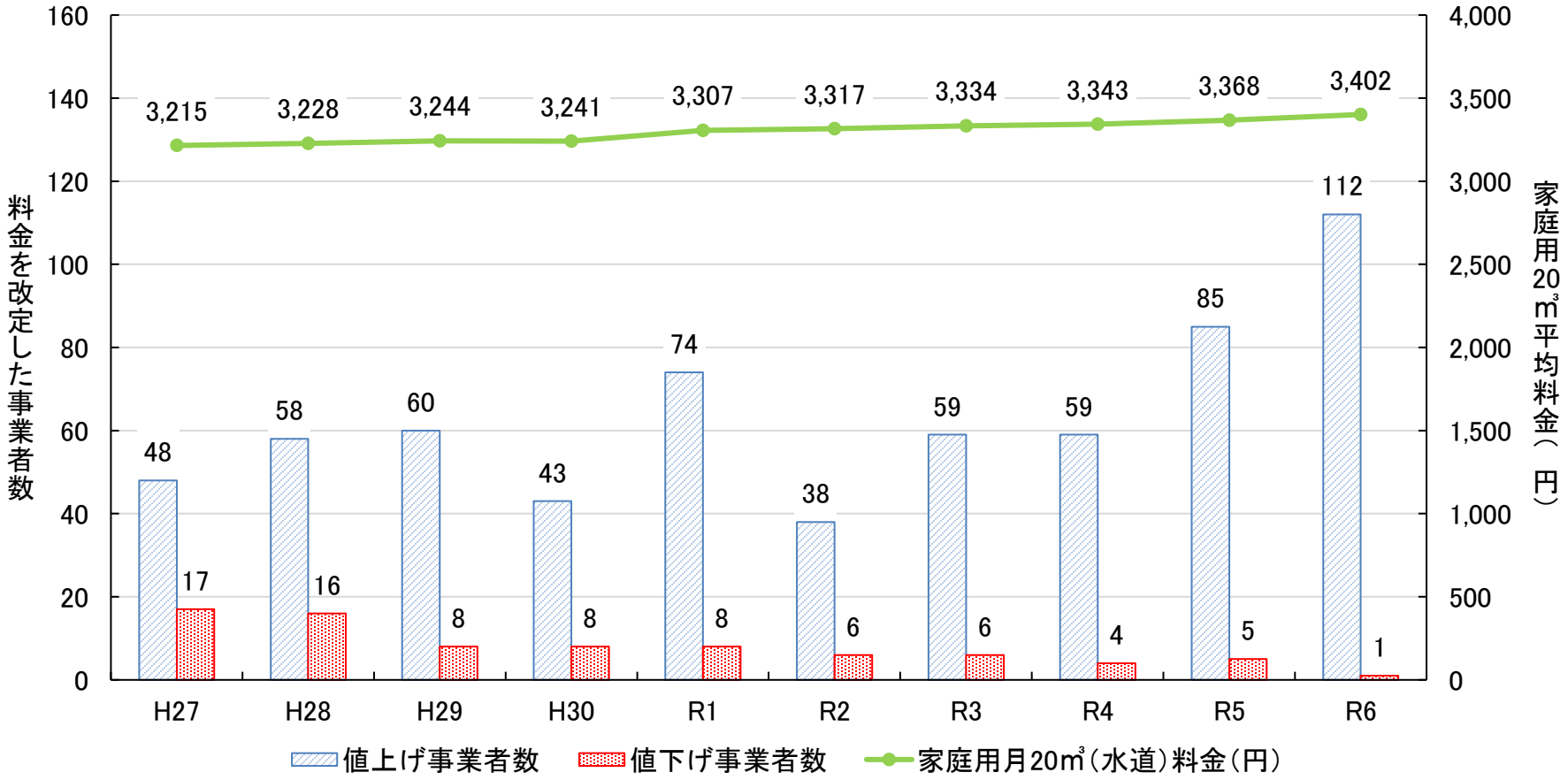
他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事イメージ

水道料金の改定状況①

国土交通省

○ 水道料金の平均は、近年わずかに上昇傾向にあり、値下げ事業者数は減少傾向にある。
※令和2年度は料金改定事業者数が直近15年間で最も少なかったが、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えられる

○ 事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ（税金）による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することがない可能性が高くなる。



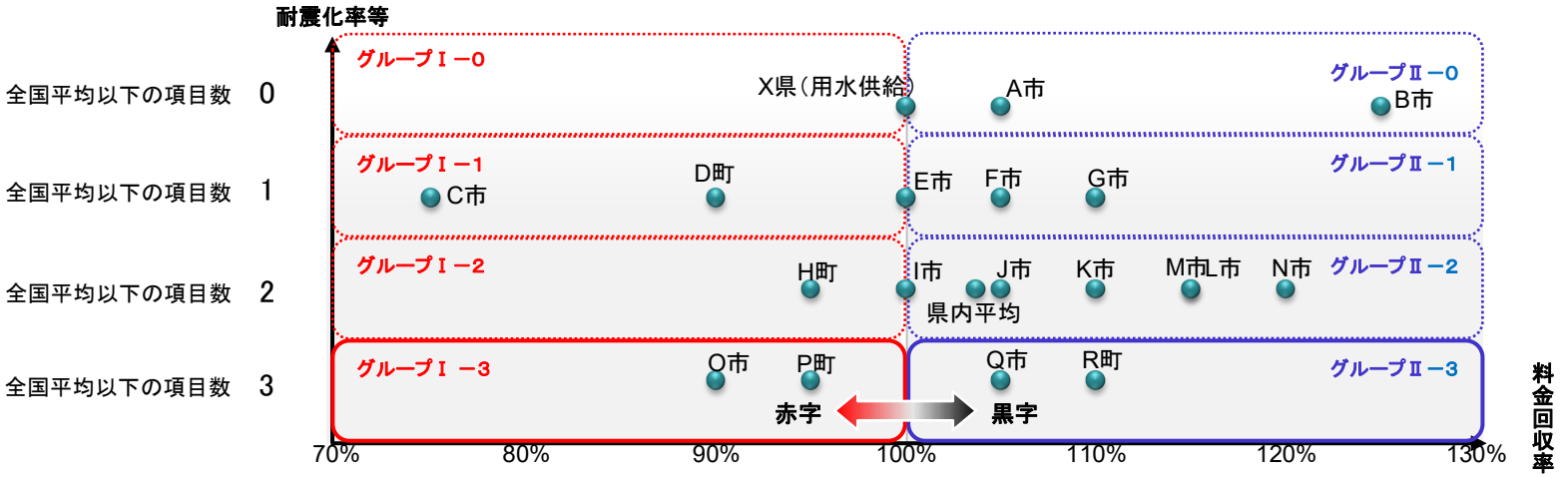
※水道事業（簡易水道事業を除く）を集計
出典：「水道料金表」（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

「水道カルテ」について

国土交通省

○ 水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識するツールとなることを期待し、「水道カルテ」を令和6年12月に公表。

■「水道カルテ」のイメージ



事業名		全国平均	県内平均	A市	L市	C市	N市	H町	E市	M市	P町	F市	B市	I市	R町	K市	G市	O市	Q市	D町	J市	X県（用水供給）
グループ				Ⅱ－0	Ⅱ－2	Ⅰ－1	Ⅱ－2	Ⅰ－2	Ⅱ－1	Ⅱ－2	Ⅰ-3	Ⅱ－1	Ⅱ－0	Ⅱ－2	Ⅱ-3	Ⅱ－2	Ⅱ－1	Ⅰ-3	Ⅱ-3	Ⅰ－1	Ⅱ－2	Ⅱ－0
料金回収率（令和4年度）			104%	105%	115%	75%	120%	95%	100%	115%	95%	105%	125%	100%	110%	110%	110%	90%	105%	90%	105%	100%
＜参考＞1か月の水道料金		3,332円	3,397円	3,451円	2,856円	3,219円	3,681円	4,210円	3,843円	3,754円	2,893円	3,124円	3,421円	2,945円	3,597円	4,067円	3,249円	3,145円	2,843円	3,457円	3,397円	—
耐震化率等（令和4年度）	基幹管路の耐震適合率	42%	38%	60%	30%	50%	20%	20%	30%	45%	40%	30%	90%	40%	10%	35%	40%	40%	30%	30%	40%	50%
	浄水施設	43%	52%	80%	50%	0%	95%	60%	100%	0%	40%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	0%	20%	100%	50%	100%
	配水池	63%	61%	70%	25%	100%	45%	50%	85%	40%	30%	85%	100%	80%	40%	95%	50%	0%	5%	100%	50%	100%

※1か月水道料金：月20㎥使用料金（家庭用）

（出典）水道統計（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」について

国土交通省

○ 水道事業者等※に対して、広域連携やDX 技術導入による効率化等の経営改善に向けた取組を促すため、水道事業等の経営状況を「見える化」するとともに、住民が地域の水道事業等の現状を知る「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」を令和7年6月に公表。

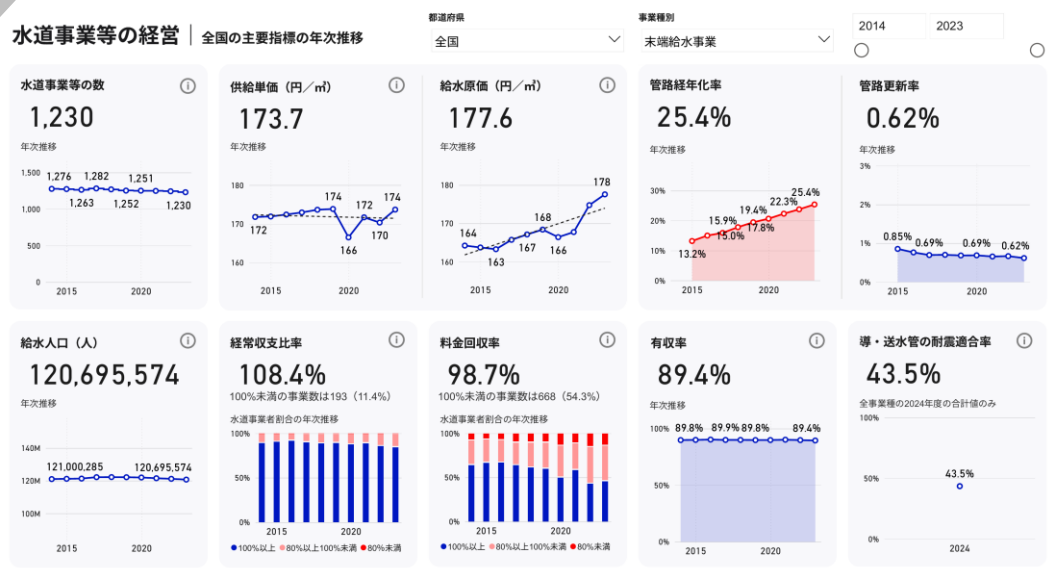
○ 本ダッシュボードは、水道事業等の基本情報や経営状況の確認、他の水道事業者等との比較を可能にすることで、水道使用者、議会、行政等が水道事業等の経営状況に対する理解を深めるためのツールとして活用を想定。

※水道事業者等：水道事業者及び水道用水供給事業者

機能

1. **全国の主要指標の年次推移**
 ⇒ 全国又は都道府県単位で水道事業等に関する主要な指標の年次推移を確認できる画面
2. **都道府県ごとの県下の水道事業等合算での状況**
 ⇒ 都道府県単位で水道事業等に関する主要な指標を横並びで主要な指標を確認できる画面
3. **都道府県下の水道事業等の状況**
 ⇒ 都道府県下の各水道事業等に関する主要な指標の年次推移を確認できる画面
4. **家庭用水道料金**
 ⇒ 各水道事業等の家庭用水道料金の水準等を確認できる画面
5. **水道事業者等の主要指標の年次推移**
 ⇒ 各水道事業等のおける主要な指標を確認できる画面
6. **類似団体の比較**
 ⇒類似団体の数値を比較できる画面

（例）「全国の主要指標の年次推移」の画面イメージ



以下リンク先で公開中

https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/watersupply

QRコード

PFOS・PFOAについて

・令和８年４月１日より、PFOS・PFOAが水質基準に格上げされた
・基準値はPFOS・PFOA合算値で50ng/L
・検査回数は3ヶ月に１回（簡易水道、専用水道は条件を満たせば半年に１回または、1年に1回）

